

モバイル市場の公正競争促進に関する論点(案)

平成 30 年 4 月 9 日
事 務 局

1. モバイルネットワークの接続料、接続条件等について

(1) 接続料、接続条件関連

指摘事項

- ① 電波利用の連携について、BWA事業者の二種指定化、接続料化を支持。
- ② 二種指定化、接続料化することによる値上がりを懸念。
- ③ グループ内でネットワークを借りている場合には、その料金の適正化や情報開示が必要。
- ④ 関連MVNO・サブブランドによるMNOと同等の品質で廉価なプランについて検証が必要。

方向性

- MNOグループのサービス提供（いわゆるサブブランドやグループのMVNOによるものを含む。）について、サービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか、MNO 3グループについて検証を行うこととし、そのための会計の専門家を含む検討体制を設けることが必要ではないか。本検証は、現行制度のもとで可能なところから早急に開始すべきではないか。
- MNOによるネットワーク提供について、透明性と事業者間の公平性等を確保するため、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確にするとともに、総務省で、報告を受けている特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要ではないか。その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要ではないか。
- MNOが、トラヒックの取扱いにおいて、不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款に規定することが必要ではないか。

1. モバイルネットワークの接続料、接続条件等について

(1) 接続料、接続条件関連（続）

指摘事項

- ⑤ 接続料が高い。算定根拠等の情報開示が不十分。
- ⑥ （接続料等の水準を考慮すれば）MNOの各種割引サービスがMVNOでは実現不可能。
- ⑦ 接続料の確定が遅く予見性の観点から不利。
- ⑧ 接続料の実績年度の値で遡及精算を行う場合、その実施基準の明確化を希望。
- ⑨ 帯域幅変更の工事が高額。柔軟な帯域幅変更を希望。

方向性

- ❑ MNOの接続料算定において、BWAに係る原価及び需要について、適正に反映される方法によることとするよう総務省からMNOに要請した（本年3月22日）。
- ❑ 総務省は、接続料の算定根拠の透明性向上のため、MNOに対して、接続料の「原価」や「需要」等に関する情報開示を求める制度整備を、昨年9月に行った。当該制度の運用状況等について検証を行うことが必要ではないか。
- ❑ 遡及精算の予見性の確保のため、実施基準の明確化に向けた検討を、総務省において行うことが必要ではないか。
- ❑ 総務省は、帯域幅変更の工事に係る工数等の実態把握を行い、作業時間の効率化等による帯域幅変更の工事費の低廉化の可能性について検討を行うことが必要ではないか。
- ❑ 柔軟な帯域幅変更については、システム構築や工事等に伴う追加費用が見込まれるところ、現実的な実現方法や費用負担の方法等を含め、MVNOからの要望がある場合には、その検討課題を抽出しその対応可能性について検討するようMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要ではないか。

1. モバイルネットワークの接続料、接続条件等について

(1) 接続料、接続条件関連（続）

指摘事項

- ⑩ 音声等の卸料金引き下げ余地があるのではないか。準定額・定額プランの音声卸料金を希望。
- ⑪ 設備投資が必要となるため、音声接続による音声サービスの提供が困難。
- ⑫ MNP時に移転元事業者が特典の提示や自社低料金プランへの勧誘等により引き留めを行う例があり、改善が必要。
- ⑬ SIMカード発注等に係るスケジュールの見直しを希望。
- ⑭ HLR/HSS（加入者管理機能）※連携機能の提供に係る網改造料の金額に係る情報が十分でない。
※SIMカードに記録されている携帯電話番号等ネットワークの制御に必要な情報を管理するデータベース。MVNOがHLR/HSSを設置しMNOのネットワークと連携することにより、独自料金体系による国際ローミングサービス等の実現が可能になる。

方向性

- 音声卸料金の低廉化等の見直しについて、MVNOから要望がある場合には、その検討課題を抽出してその対応可能性について検討するようMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要ではないか。
- MVNOは、MNOとの協議が調わないときは、電気通信事業法第39条の規定に基づく総務大臣による裁定等の紛争処理手続を利用することが可能。
- MNPに際しての移転元事業者による引き留め機会のない移転を可能とすべきではないか。そのため、移転元でのウェブによるMNP手続を可能とすることが必要ではないか。また、強引な引き留めについて、実態把握を総務省で実施し、その適正化を事業者に働きかけることが必要ではないか。
- SIMカードの提供等に係る処理期間について、実態把握を総務省で実施することが必要ではないか。
- HLR/HSS連携機能の提供に際してのMVNOが負担する金額の根拠や適正性について、MVNOへの十分な説明をMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要ではないか。

1. モバイルネットワークの接続料、接続条件等について

(2) ネットワークや端末の機能関連

指摘事項	方向性
<p>① キャリアメールの転送サービスの提供を希望。</p>	<p>□ 移転後の元利用者のデータ管理の方法や費用負担の方法等の検討が必要と見込まれるところ、MVNOからの要望がある場合には、その検討課題を抽出してその対応可能性について検討するようMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要ではないか。</p>
<p>② キャリアのフィルタリングに掛からないキャリアメール相当のサービスの実現を希望。</p>	<p>□ MVNOからのメールが受信拒否メールとして扱われないことを希望するMVNOに対して、必要となる基準をMNOからMVNOに提示するよう要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要ではないか。</p>
<p>③ テザリングが一部の端末で依然として利用できない。</p>	<p>□ テザリングの実現時期をMVNOに提示するようKDDI及びソフトバンクに要請することが必要ではないか。</p>
<p>④ 緊急通報時にGPS情報を送信する機能の実現を希望。</p>	<p>□ MVNOからの要望に応じて、MVNOの端末から緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案について要因の究明等、必要な協力を行うようMNOに要請することが必要ではないか。</p>
<p>⑤ 緊急速報（Jアラート等）の実現を希望。</p>	<p>□ 緊急速報について、TCA（電気通信事業者協会）が平成29年12月にAndroid端末の共通受信仕様を策定。その運用状況を注視することが必要ではないか。</p>
<p>⑥ 5G等新技术によるサービスが提供される際には、対応したサービスの実現を希望。</p>	<p>□ MVNOからの要望に応じて協議が行われる場合には、状況を注視することが必要ではないか。</p>

1. モバイルネットワークの接続料、接続条件等について

(3) 大手携帯電話事業者、関連MVNO・サブブランドとMVNOとの同等性

指摘事項

- ① 店舗展開や販売促進面において、MNOと関連MVNO・サブブランド間の連携が過度に行われている。
- ② MNOからのiPhoneの提供が関連MVNOでないMVNOでは実現できていない。
- ③ NTTドコモ以外の大手携帯電話事業者についても電気通信事業法第30条に定める禁止行為等の対象とすべき。

方向性

- 関連MVNOと販売連携に係る契約を締結しているMNOからは、他のMVNOに対しても、販売連携について協議に応じるとの説明があったところ、協議状況を注視することが必要ではないか。
- 関連MVNOでないMVNOが、MNOに端末の提供を求める協議の状況等について、実態把握を総務省で実施することが必要ではないか。
- グループ内取引について、ネットワークの利用の同等性の検証を通じて検証することが必要ではないか。

(4) その他

指摘事項

- ① 050IP電話からの緊急通報の実現を希望。
- ② LINEはMNOの利用者情報と連携した年齢認証を実施しているが、MVNOの間では実施していない。当該年齢認証の実施を希望。

方向性

- 緊急通報に必要な位置情報の伝送が050IP電話では未実施。実施方法、コスト等について、050IP電話を卸提供するMVNEとMVNOとの間の協議が行われる場合には、状況を注視することが必要ではないか。
- 本件要望が実現しない要因について、実態把握を総務省で実施することが必要ではないか。

2. 中古端末の国内流通

指摘事項
① 消費者利便性の観点から、MNOが下取りした端末の海外流出を抑制し、国内再流通を促進させるべき。
② 中古端末の流通拡大に向けて、公正・中立な国内取引市場の確立が必要。
③ 修理済中古端末の品質を担保するため、修理事業者の認証制度の導入や部品の供給が必要。
④ 中古端末の普及には、データ消去の安全性の担保及び故障への対応拡充による消費者不安の払拭や、認知度の向上が必要。
⑤ 中古端末の普及には、中古端末事業者等による故障時のサポートが必要。
⑥ ネットワーク利用制限サイト（MNOが盗難・不払い端末の情報を開示しているウェブサイト）について、情報反映の迅速化や記載内容の明確化が必要。
⑦ 利用者の利便性向上のため、中古端末のSIMロック解除を受け付けるべき。

方向性
<ul style="list-style-type: none"> ❑ 下取り端末の流通・販売を行う者に対してMNOが当該下取り端末の国内市場での販売を制限することは、是正を求める対象となることを明確化することが必要ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ❑ 中古端末の売り手・買い手がより安心して取引ができる中古端末の取引市場の形成に向けた関係者間の協力を総務省が後押しすることが必要ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ❑ 中古端末や修理部品の第三者格付けについて、民間の共通指針の策定を総務省が後押しすることが必要ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ❑ 適正な修理部品の流通や修理済端末の性能試験の改善、修理の人材育成等への取組を総務省が後押しすることが必要ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ❑ 中古端末事業者やその業界団体による中古端末の流通阻害要因の排除に向けた取組（盗品等の排除、個人情報消去の適正化等）を総務省が後押しすることが必要ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ❑ MNOに対して盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開を求めることが必要ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ❑ これらについて、必要に応じ、関係者間の調整の場へのMNOの参加を促すとともに、総務省もオブザーバとして参加することが必要ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ❑ MNOが中古端末（盗品・不払い端末と確認されたものを除く）のSIMロック解除に応じるよう求めることが必要ではないか。

2. 中古端末の国内流通関連（続）

指摘事項

- ⑧ 消費者が安心できる選択肢の拡大に向けて、MNOのチャンネルで中古端末を販売することが必要。
- ⑨ 中古端末の普及には古物商許可の申請手続の簡略化が必要。
（注：現在、古物商許可の申請は、営業所を置く都道府県ごとに、現地の警察署の窓口で行う必要がある（郵送や電子申請不可）。）

方向性

- MNOによる中古端末の販売は、MNOが利用者のニーズ等を踏まえて判断すべきではないか。
- 現在、警察庁において、古物商許可の申請手続の簡素化について検討中であり、その状況を注視することが必要ではないか。

3. 利用者の利用期間拘束関連

指摘事項

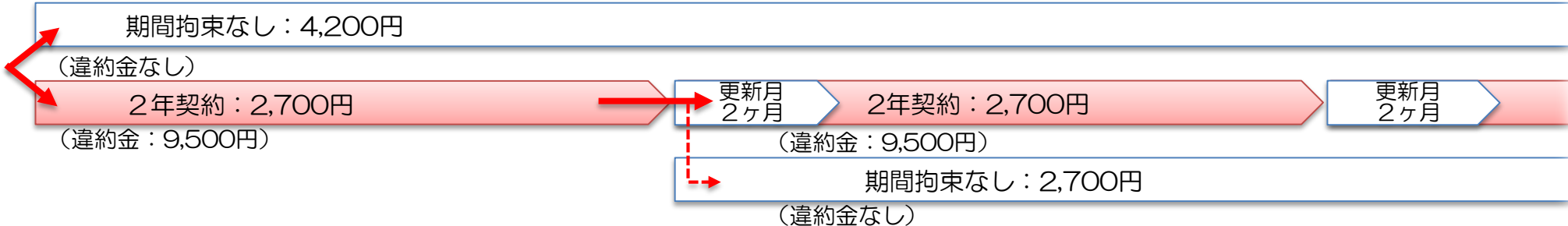
- ① 期間拘束の自動更新は利用者の移行機会を阻害しており問題。
- ② 契約から2年経過後は、同一料金で解約料なしの契約となることを希望。

方向性

- 期間拘束の自動更新や高額の違約金設定は、利用者の意に沿わないスイッチングコストの上昇要因となるものである。その緩和又は解消に向けて、総務省において対応を行うことが必要ではないか。
- この対応の当面の措置として、次のような取組を行うことを検討するようMNOに要請し、この要請への各社の対応をフォローアップしていくことが必要ではないか。
 - 2年契約満了時点又はそれまでに、違約金又は25か月目の通信料金のいずれも支払わずに解約することができるよう措置を講ずる
 - 期間拘束の自動更新の有無による利用者への提供条件の格差を縮小する

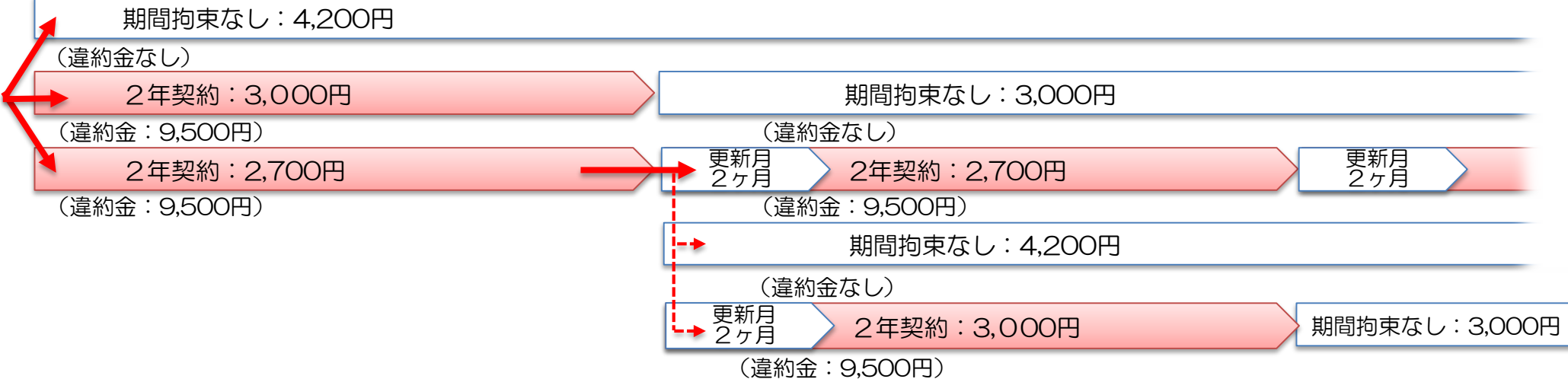
- 大手携帯電話事業者各社は、2年経過後はいつでも違約金なく解約できる料金プランを導入（平成28年6月1日）
- また、当初から期間拘束がなく違約金のかからないプランも提供（国内通話かけ放題となる料金プランの場合：4,200円）。

○NTTドコモ



※ドコモは、2年契約が自動更新するプランについて、更新時に3,000ポイントを付与するとともに、利用年数に応じた割引を実施。

○KDDI、ソフトバンク



※KDDIは、2年契約が自動更新するプランについて、更新時に3,000円のギフト券を付与。また、いずれのプランについても、利用年数に応じてポイントを付与。

※ソフトバンクは、期間拘束のないプランを除き、更新時に3,000ポイントを付与するとともに、利用年数に応じて割引又はポイント付与。

3. 利用者の利用期間拘束関連（続）

指摘事項

- ③ 利用者へのデメリットの説明が必要。
- ④ MNOには期間拘束や自動更新のないプランもあるが、宣伝やキャンペーンはほぼ期間拘束・自動更新プランになっている。
- ⑤ MNOによる機種変更・端末下取に伴う残債免除施策は、他社へ乗り換えると残債が免除されないため、乗換えの障害となっている。また、利用者にとってわかりづらいため、説明に関するルールを整備すべき。
- ⑥ 残債免除施策について、利用者にとって不公平な仕組みとならないようにしてほしい。

方向性

- 消費者保護ガイドラインにおいて、事業者に対して、違約金に関する説明や、期間拘束や自動更新のないプランの紹介を求めているところ、これらが適切に説明されていなかったことから、昨年6月にMNOに対して改善を求める行政指導を実施。消費者保護ルールのモニタリングの中でフォローアップを実施。
- 実質的に利用者の通信サービス契約期間を長期に拘束する効果のある残債免除施策については、上記効果を持つその提供条件について、MNOによる利用者への説明が徹底されることが必要ではないか。
- 上記効果のある残債免除施策は、スイッチングコストの上昇につながるものであり、総務省は、MNOによる利用者への説明の徹底などにより、利用者が不測の不利益を被ることがないように、対応を強化すべきではないか。

4. 利用者による利用実態に合わせたサービス選択関連

指摘事項

- ① 事業者は、消費者が自分の利用実態に応じた選択ができるよう、積極的に新しい料金プランや解約料なしのプラン等の紹介をしていただきたい。
- ② 契約プランが利用実態に合っているかどうかに関する更なる理解促進のための環境づくりが必要。

方向性

- MNOに対して、次の措置を講ずることを要請することが必要ではないか。
 - データ使用量と契約している料金プランに乖離が生じている利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が適正となる料金プランの例を案内する。
 - 契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を充実化する等、利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策を実施する。

4. 利用者による利用実態に合わせたサービス選択関連（続）

指摘事項	方向性
<p>③ MNOは、月途中の解約に対して料金の日割り計算を行っていないのは不合理ではないか。</p>	<p>□ 解約時の日割り計算の実施について、各種料金ごとにその妥当性・可能性を検討するようMNOに依頼することが必要ではないか。</p>
<p>④ MVNOにおいても、MNOとの違いを正確に伝えるなど、消費者による適切な選択の実現に向けた取組をお願いしたい。</p>	<p>□ MVNOにおいても、サービス内容をわかりやすく周知することが望ましいのではないか。 <small>※ 昨年4月に、当省からの要請を受け、業界団体においてはMVNOサービスの利用に当たってのチェックポイントを公表・周知。</small></p>

5. モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針関連

指摘事項	方向性
<p>① 代理店による高額キャッシュバックが横行しており、ガイドラインに沿った運用が行われているか、検証が必要。</p> <p>② 端末代金の値引き・キャッシュバックは利用者の流動性を阻害。</p> <p>③ 端末購入補助は、利用者間の不公平な料金体系の原因となっている。</p>	<p>□ MNOから販売店に対して端末代金の販売価格やその値引き額を実質的に指示することは、是正を求める対象となることを明確化することが必要ではないか。</p> <p>□ MNOから販売店に対してキャッシュバック等の実質的指示を行う場合には、その原資が販売店によるスマートフォンの販売に応じて事業者が販売店に対して支払う金銭でなくても、その金銭は端末購入補助に当たると明示することが必要ではないか。</p> <p>□ 総務省が販売店による独占禁止法抵触の可能性がある事案を認知した場合に、公正取引委員会に情報提供を行うことについて、検討することが必要ではないか。</p> <p>□ 総務省によるフォローアップ体制への公正取引委員会の参加を求め、総務省は公正取引委員会の実態調査に協力することが必要ではないか。</p>

5. モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針関連（続）

指摘事項

- ④ BWA事業者がMVNOとしてサービスを提供する場合に、高額なキャッシュバックを行っている。
- ⑤ 事業者起因での周波数停波等により利用者の端末が利用できなくなる場合には、利用者保護のために端末を無償で提供できるよう、ガイドラインに例外措置を設けるべき。
- ⑥ SIMロック解除の対応期間について、ガイドラインに従った対応を徹底いただきたい。

方向性

- 総務省は、現行の端末購入補助ガイドラインにより行ってきたMVNOへのモニターの結果、行き過ぎた端末購入補助を行っているMVNOがあるとわかったものについては、その是正を要請すべきではないか。
- 現行の端末購入補助ガイドラインにおいて、携帯電話の通信方式の変更や周波数帯の移行を伴う場合には、スマートフォンの価格に相当するような行き過ぎた額とならない範囲で端末購入補助を行うことができることと規定されていることを踏まえて検討することが適当ではないか。
- SIMロック解除ガイドラインの遵守状況の監督を強化することが必要ではないか。

6. その他

指摘事項

- ① サブブランドや一部のMVNOでは、光回線とのセット販売など条件付きの最安料金がTVCM等で積極的に訴求され、利用者の誤認が散見される。
- ② 初期契約解除制度の対象ではないMVNOの音声通話付きサービスであっても、つながらない場合は解約料なしで契約解除ができることを希望。

方向性

- 「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」（自主規制）の実施状況を注視するとともに、苦情相談の状況等を検証し、利用者自らの適切なサービス選択に関し、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれのある表示等の不適切な表示が認められた場合には、その是正を求める等、必要な対応をとることが必要ではないか。
- MVNOの音声通話付きサービスを初期契約解除制度の対象とすることが必要ではないか。
※ 本年2/16開催のモニタリング会合において、「初期契約解除の対象とすることが適当であり、行政においては制度を導入する方向で検討すべき」旨の意見集約がなされたところ。

○アウトプットに関して、フォローアップのための体制を立ち上げ、公正取引委員会等との連携を図ることが必要ではないか。